

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0730)

第7回 栃木地方最低賃金審議会

令和8年3月10日 公開

開催日時	令和8年3月10日(火)	13時55分～14時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 令和8年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和7年度第7回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の杉田委員、使用者代表委員の時庭委員が欠席。 最低賃金審議会令第5条第2項により各委員三分の一以上出席しており、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込み及び報道機関の取材はなかったことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、藤井会長にお願いいたします。</p>
藤井会長	<p>それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。 では最初に、議題(1)の令和8年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認についてです。</p>

事務局	<p>事務局から、この申出の意向表明状況について報告をお願いします。</p> <p>申出の意向表明状況につきましては、お手元の資料の1ページ、資料No.1を御覧ください。</p> <p>本年1月17日付けをもって、栃木県特定最低賃金が設定されている全6産業の労働団体に対し、令和8年度における改正申出の意向を確認する文書を送付しましたところ、2月20日の回答期限までに、現在、地賃に埋没中の各種商品小売業を含め、6産業すべての労働団体より「金額改正決定に関する申出をする」という意向を表明する文書を受理しました。</p> <p>以上、御報告いたします。</p>
藤井会長	<p>ただ今、事務局より栃木県特定最低賃金の設定のある6の産業について、それぞれの関係労働団体の代表者から、栃木労働局長に対し金額の改正決定に係る申出の意向表明が行われたと報告がありました。</p> <p>事務局の報告に関して、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
藤井会長	<p>特に御質問などないようでしたら、この6つの特定最低賃金については、令和8年度における特定最低賃金審議のまずは手始めとして、それぞれの産別労働団体からの特定最低賃金改正の意向表明が行われたことを本日の審議会において確認したということでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井会長	<p>皆様「異議なし」とのことですので、栃木県における6つの特定最低賃金の改正決定の申出に関する意向については、本日の審議会において、確認されました。</p> <p>これにより、次年度における特定最低賃金の審議がキックオフされたということになりますので、委員の皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、令和8年度における特定最低賃金の改正の意向が確認されましたので、特定最低賃金審議に係る今後の予定等について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>はい。ただ今、御確認をいただきました関係労働団体の代表者に対しましては、4月上旬～中旬を目途に事務局から当該申し出に関する適用労働者数及び適用使用者数、申出書の提出期限、申出書の提出部数等について、書面により通知を行います。</p> <p>なお、申出期限につきましては、準備の都合上、例年7月20日を目途に設定させていただいておりますが、令和8年の場合は、暦の関係上</p>

	<p>7月17日（金）の設定になるかと思われます。</p> <p>その期日をはじめ通知の内容等につきましては、まだ正式には決裁されておりませんが、いずれにせよ正式通知において示させていただく期日までに改正決定に関する申出書の提出がなされた産業につきましては、8月上旬に開催予定の第3回本審や8月中旬に開催予定の特別小委員会において、「改正決定の必要性」の審議を行っていただき、これが全会一致をもって「改正の必要性あり」と決議された産業につきましては、9月下旬～10月下旬に金額審議を行うこととなります。</p> <p>ただし、今申し上げました9～10月の金額審議につきましては、あくまでも特定最低賃金の改正発効日を例年どおりの12月31日とするとなった場合のスケジュールを想定したものであり、改正の必要性審議における審議内容次第では、この時期が前後する可能性もありますことにご留意いただければと思います。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
藤井会長	ただ今の説明について、何か質問等ございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
藤井会長	特に御質問などないようであれば、続いて議題（2）のその他ですが、最初に令和8年度の審議会の開催日程等について、事務局から説明してください。
事務局	<p>令和8年度のスケジュールについて、設定の背景を含め少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>栃木県地域別最低賃金の審議日程につきましては、中央最低賃金審議会やこれに附属する目安小委員会の審議状況等により、急な日程変更が余儀なくされることも見込まれるところであり、また、特にここ数年は中央の目安小委員会における結審が遅れ、地方に目安額が示されず、地方の金額審議にも影響が出ているところです。</p> <p>例年、6月中旬から下旬頃には中央において厚生労働大臣から中賃への改正諮問（目安諮問）があり、それを受け、地方においてもこれに倣った形で労働局長から地方審議会に対する諮問を行い、地域別最低賃金の改正審議が実質的にキックオフされるのが通例となっております。</p> <p>中央における諮問や目安審議に関するスケジュールにつきましては、まだ明らかにされておりませんが、物価高騰が続いている現状や、報道等でもご承知のとおり現政府の方針等を鑑みますと、少なくとも中央が令和8年度の諮問を見送るとは考え難く、仮に中央における改正諮問（目安諮問）が今年度のように例年よりも遅れて7月中旬にずれ込んでしまったとしても、当局といたしましては、例年どおり7月の第1週のうちに中央に先んじてでも諮問を行いたいと考えております。</p> <p>中央に先んじてでも諮問を行いたい理由としましては、最賃改正に</p>

係る実際の金額審議については、第1回本審で諮問を受けた直後に専門部会を発足させ、そこに金額改正の調査・審議を付託するという流れになっており、その専門部会の委員につきましては、世間に広く公示し、いわゆる公募により労使それぞれの団体から推薦を受けた者の中から委員として任命するというルールがございます。なお、この推薦を受け付ける期間につきましては、公示から概ね3週間の期間が原則とされているところです。

さらに、例年、第2回本審におきまして、関係労使団体からの意見聴取を行っているところであり、これは、改正審議に当たり審議委員のご意見のみならず幅広く様々なご意見をお聞きするという観点で最賃法第25条第5項等に基づき行っているものですので、もちろん、この意見聴取を「する」か、「しない」かは、第1回本審の場で改めて決議いただくことにはなりますが、そこで「する」とした場合には、同様に3週間公示して意見の公募を行い、かつ、例年複数の団体から本審の場で意見発表したい旨のご要望を受けているところですので、その発表者の選定や準備等の期間を含め、第2回本審を7月末に開催すると想定して逆算しますと、中央の動きをギリギリまで待ったとしても、7月2日（木）には第1回本審を開催して諮問を行い、栃木における令和8年度の最賃改正審議をキックオフさせなければならないという事情によるものです。

一方、栃木県最低賃金の改正発効日を例年どおりの10月1日と想定した場合におけるスケジュールといたしましては、改正発効まで諸々の法的手続き等を経る必要がありますので、そういったものも含めて逆算しますと、8月5日が答申のタイムリミットとなり、ご答申いただきましたら、同日中に即、答申に対する異議申し立てを受け付ける公示を行い、公示の翌日から起算して15日間という公示期間の定めがございますので、これが満了となる8月20日を待って、翌日8月21日の午前中に第4回本審（いわゆる異議審）を開催、なお、この日が官報公示のための原稿締切日であり、公示文は本省を經由して官報発行所にこの日のうちに入稿しなければならないため、これを午後2時までに本省に提出しなければならないといったスケジュールになります。

よって、8月5日に結審（答申）いただくためには、例年ですと3回の専門部会を開催しておりますので、7月下旬から8月5日までにこのスケジュールを確保しなければなりません。

しかしながら、金額審議にあたりましては、中央から示される目安額が大変重要なものとなりますが、この目安が示される時期もここ数年は遅れがちであり、特に昨年度におきましては、近年の経過も踏まえた上で最悪のケースを想定し、目安伝達のための第2回本審をギリギリの7月31日にセットしたにもかかわらず、目安答申が間に合わず、さらに8月1日にセットした第2回専門部会にも間に合わなかったという事象が発生してしまい、委員の皆様には、目安も示されない中、よりタイトなスケジュールでの審議をお願いすることになってしまい、事

務局としても大変申し訳なく思っております。

繰り返しになりますが、令和7年度の中央におけるスケジュールはまだ明らかにされてはいません。しかし、現在の政府方針や国内外の経済情勢等を鑑みれば、目安審議そのものもこれまで以上に難航し、諸々のスケジュールも後ろ倒しになりがちであろうことは容易に予想されます。

とはいえ、栃木が発効日を例年どおり10月1日とするのであれば、それを踏襲するためには8月5日が答申のタイムリミットであるということは中央でも重々承知しておりますし、ましてや、昨夏のような混乱は中央でも望むところでは当然ありませんので、どんなに遅くとも7月中には目安が示されるであろうことを希望的観測も含めて想定し、今年は7月30日(木)に第2回本審を開催して目安を伝達させていただき、その日のうちに第1回専門部会を開催させていただくという流れで考えております。

なお、7月30日(木)に第1回専門部会を開催し、8月5日(水)午後の第3回専門部会で結審いただくということになりますと、第2回専門部会の開催は、その間の稼働日が7月31日、8月3日、4日の3日間となりますので、このうちの8月3日(月)とさせていただきます。

これにより、専門部会各回の際に稼働日が1日ずつ入りますので、公労使それぞれの意見調整や、場合によっては、8月5日の午前中を含め、専門部会の追加開催も可能となります。

なお、「審議を尽くす」ということが第一であることは言わずもがなであり、ならば「夜間、土日の審議も厭わない」というお考えもあろうかとは思いますが、委員の皆様や事務局職員の健康管理上の観点、また審議会場(庁舎管理)の都合等からも、事務局といたしましては、夜間、土日の審議は、なるべくなら避けていただきたいところではあります。

また、特定最低賃金につきましては、例年どおり12月31日を改正発効の予定としますと、8月5日の第3回本審もしくは、8月5日の第3回本審と8月21日の第4回本審の間の8月18日(火)に特別小委員会を開催し、特定最低賃金改正の必要性の審議を行っていただき、そこで全会一致をもって「改正の必要性あり」ということになれば、8月21日(金)の第4回本審にて特定最賃改正の諮問をさせていただきます。

なお、特賃専門部会も地賃専門部会同様、委員の推薦公示等を行って9月下旬から10月に各産業それぞれの特賃専門部会を開催し、10月30日(金)に予定しております第5回本審において、それぞれの産業の専門部会報告や場合によっては採決・答申を行っていただくこととなります。

なお、この必要性審議において、全会一致をもって「必要性あり」とならなければ、令和8年度の特賃改正は行われなかったということになってしまいますので、ここでも慎重な審議が必要とされます。

さらに、地域別最低賃金と同様に、特定最低賃金においても答申に対

	<p>する異議申し立て制度がございますので、公示による異議申し立て期間の満了を待って11月17日(火)に第6回本審を開催することになります。</p> <p>ただし、特定最低賃金の答申に対する異議申し立てがなされた実績は、これまで殆どなく、異議申し立てがなければ第6回本審は「中止」となりますが、「異議申し立ては絶対はない」とは当然言い切れませんので、現時点におきましては、この日程確保につきましてもお願いいたします。</p> <p>そして、3月10日(水)に令和8年度最後となる第7回本審(意向表明)を予定しております。</p> <p>ただ今申し上げました日程につきましては、あくまでも地域別最低賃金の改正発効日を例年どおりの10月1日、特定最低賃金の改正発効日を12月31日と想定した場合であり、審議の状況や中央の動向によっても必ずしも予定どおりになるとは限りませんので、状況に応じた情報提供はもちろん、予定が確定しましたら正式な通知等を差し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様も感じておられると思いますが、最低賃金に対する世間の注目度は年々高まっているところであり、その一方で、このところの社会情勢等からすれば、次年度においてもさらに難しい審議になるであろうとことが予想されるところです。</p> <p>本審、専門部会とも各代表委員の3分の1以上の出席があれば定足数を満たし審議会・専門部会として成立はいたしますが、やはり、難しい審議になるからこそ、委員全員でご議論いただき、もちろん立場が全く異なる委員による議論ですので、委員全員が100%納得できるような結論というのは極めて難しいとは思いますが、委員全員で様々な主張・議論を繰り返しながら柘木としての着地点を何とか見出していただき、できますれば全会一致をもって結審いただければと思いますし、仮に全会一致が得られず採決となったとしましても、それぞれのお立場の代表者、それぞれの推薦団体の代弁者として「賛成」であれ「反対」であれ、しっかりとそれぞれのお立場での意思表示をしていただきたいと思いますので、皆様お忙しいとは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますよう、事務局として切にお願いさせていただきます次第です。</p> <p>長くなりましたが、以上、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>藤井会長 ただ今の開催日程(案)の説明について、御質問などございますか。</p> <p>各代表委員 — 質問等なし —</p> <p>藤井会長 特に御質問などないようであれば、この日程(案)で進めることといたします。</p> <p> 続いて、その他として、委員の皆様、何かございますか。</p>
--	--

各代表委員	— 質問等なし —
藤井会長	<p>特に御質問などないようであれば、ここで栃木労働局長から御挨拶がございます。</p> <p>川口局長、よろしく願いいたします。</p>
局長	<p>本日は、年度末の大変お忙しい中、また、御足下が大変悪い中、御参集いただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、この1年間、日程調整をはじめ円滑な審議会運営に特段の御理解・御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。</p> <p>今年度の最低賃金審議を振り返りますと、地域別最低賃金の審議では、中央の目安答申が大幅に遅れる中、例年どおり10月1日の改正発効を目指して地方審議をスタートさせ、労使それぞれのお立場で様々な御主張がありました。互いの意見に真摯に耳を傾け、また、公益委員の丁寧かつ粘り強い進行により、全会一致をもって結審し、全国で唯一の10月1日発効となりました。</p> <p>また、特定最低賃金審議におきましても、審議を行った5産業すべてにおいて、公益見解が示されることなく労使のイニシアティブの発揮をもって全会一致によるご答申をいただくことができました。</p> <p>これもひとえに、各委員の皆様方の最低賃金制度に対する深い御理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。</p> <p>審議の過程におきましては、私ども事務局の運営に不十分な点もあったのではないかと存じますが、令和7年度の最低賃金審議会の終わりに当たり、皆様の御尽力に重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>今年に入り、日経平均株価が最高値を更新し、また冬季オリンピックでの日本人選手メダルラッシュ、最近ではWBCといった連日華々しい報道が続いている一方で、世界情勢は未だ混沌としており、中東情勢悪化による原油価格の高騰等も予想され、国民生活や企業の生産活動への影響が早くも懸念されております。</p> <p>このような状況の中、次年度の最低賃金審議もこれまで以上に難しくなるものと予想されますが、第55期委員の皆様におかれましては、任期2年目となる次年度におきましても、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開することといたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —

藤井会長

それでは、労働者代表の鈴木委員と使用者代表の鈴木委員にお願いします。

以上を持ちまして、第7回栃木地方最低賃金審議会、そして、令和7年度の審議は全て終了いたしました。

終了するにあたり、会長として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど、川口局長からもお話がありましたように、この1年間審議を巡る情勢が大きく例年と変わるところがございました。また、物価、賃金、様々な変動要因がある中で、全国唯一10月1日発効を全会一致という歴史に残るような結論に導き出したことはまさに、公労使委員の先生方の御協力と御努力の賜物だと思っております。深く感謝を申し上げます。こうした難題に真摯に取り組んでいただいたことは感謝に堪えないほどであります。次年度はまさに、これ以上に厳しい情勢になる中で、賃金の引上げについては労側、あるいは使側それぞれの言い分、必ずしも100%一致するとは限らないかもしれませんが、出来るだけお互いが歩み寄って、私共公益委員としても皆様の調整をさせていただく努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、私共委員もさることながら、それ以上に汗をかいていただいた事務局の皆様にも、会長としてお礼を申し上げます。川口局長、鷹中労働基準部長、そして何よりも現場の第一線で汗をかいていただいた齋藤賃金室長に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、閉会といたします。

ありがとうございました。